

企業型DC加入者が iDeCoに加入される場合のご留意事項をご案内します

確定拠出年金法の改正により、2024年12月から企業型確定拠出年金（企業型DC）を含むお勤め先の企業年金制度に加入されている場合の拠出限度額に関するルールが変更となりました。企業型DCの加入者がiDeCoに加入される場合のご留意事項等を以下のとおりご案内いたしますのでご確認ください。

1. ご加入前の確認事項

■ 加入要件を確認しましょう！

要件1 企業型年金加入者掛金（マッチング拠出）を利用していない。

（勤務先がマッチング拠出を導入している場合のみ）

加入者単位で、「マッチング拠出（加入者掛金拠出）」と「iDeCo加入」のいずれかのご選択となります。「マッチング拠出」をご利用の場合は、iDeCoにご加入いただくことはできません。

要件2 拠出限度額（55,000円）から企業型DCの事業主掛金額とDB等の他制度掛金相当額を差し引いた残額が5,000円（iDeCoの最低掛金月額）以上ある。

制度改正により、ルールが変更となりました。詳しくは、以下の「拠出限度額を確認しましょう！」をご参照ください。

その他の要件として『企業型DCの事業主掛金が毎月定額拠出となっていること』がありますが、ご加入の企業型DC制度はこの要件を満たしています。

※ DB等の他制度とは、確定給付企業年金（DB）、厚生年金基金、石炭鉱業年金基金および私立学校教職員共済制度をいいます。

■ 拠出限度額を確認しましょう！

iDeCoの掛金額は、拠出限度額以内で月額5,000円以上、1,000円単位で決めることができます。企業型DCの加入者がiDeCoに加入される場合の拠出限度額は下表のとおりとなります。

iDeCo掛金の拠出限度額	月額55,000円 - （各月の企業型DCの事業主掛金額 + DB等の他制度掛金相当額） <月額20,000円が上限>
---------------	--

- ◆ DB等他制度掛金相当額とは他制度ごとに企業型DCの事業主掛金に相当する額として算定されたものをいい、複数のDB等他制度に加入している場合は、各掛金相当額を合算します。
- ◆ 企業型DCの事業主掛金額はNRK確定拠出年金Webサービス（NRK Web）で、DB等の他制度掛金相当額はお勤め先の確定拠出年金ご担当部署にご確認ください。
- ◆ 企業型DCのみに加入の場合は、DB等の他制度掛金相当額を「0（ゼロ）」として計算してください。

ご注意ください！

1 各月の企業型DCの事業主掛金額とDB等の他制度掛金相当額の合計額が50,000円を超える場合、iDeCoの最低掛金月額を下回るため、iDeCoにはご加入いただけません。

企業型DCの事業主掛金は、資産管理手数料の110円/税込（事業主負担）を含んだ金額となります。

【例】資産管理手数料を含む事業主掛金額が30,110円、DB等の他制度掛金相当額が20,000円の場合

iDeCo掛金の限度額は、**55,000円 - （30,110円 + 20,000円） = 4,890円** となります。

この場合、iDeCoの最低掛金月額（5,000円）を下回るためiDeCoには加入できません。

2 各月の企業型DCの事業主掛金額とDB等の他制度掛金相当額の合計額が35,000円を超える場合、拠出限度額の上限20,000円から35,000円を超える額を差し引いた額が上限額となります。



制度改正の概要は裏面をご参照ください。

2. iDeCoのご加入手続

【iDeCoご加入の流れ】

ご自身で、加入するiDeCoの運営管理機関(*)を選定します。

ご自身で、運営管理機関(*)から加入手続書類を取り寄せ、必要事項を記入します。
◆運営管理機関によっては、WEBサイト上で加入手続を行うことができる場合があります。

加入手続書類一式を運営管理機関(*)に提出します。
◆必要書類や手続の詳細については、加入する運営管理期間(*)にご確認ください。

※運営管理機関から業務の委託を受けた受付金融機関が窓口となっている場合は、当該受付金融機関となります。
iDeCoの運営管理機関(または受付金融機関)は、国民年金基金連合会のホームページ(<https://www.ideco-koushiki.jp/operations/>)でご確認いただくことができます。

ご留意事項

- iDeCoの手数料は加入者ご本人の負担となります。
- マッチング拠出を利用(加入者掛金を拠出)している方は、事業主にマッチング拠出の利用停止(加入者掛金の拠出停止)を申し出る必要があります。

三井住友海上のiDeCo

<特長>

- 系列にとらわれない豊富な運用商品
- 充実のサポート体制

企業型DCと同じ運営管理機関でiDeCoにもご加入いただけます。
三井住友海上のiDeCoを是非ご確認ください。

スマホ・携帯からの
資料請求はこちら↓



コードが読み取れない場合は、下記のアドレスを直接入力してください。
<https://dc-401k.jp/public/seminar/view/44?bc=MSI0004400>

ご参考1 拠出限度額に関する制度改革の概要

会社員・公務員等の第2号被保険者のうち、お勤め先の企業年金制度に加入されている方のiDeCoの拠出限度額が下表のとおり変更となります。

iDeCoの拠出限度額は、お勤め先での企業年金制度の加入状況(掛金額等)によって決まります。

企業年金制度の加入状況	改正前のiDeCoの拠出限度額	改正後のiDeCoの拠出限度額 (2024年12月1日以降)
企業型DCのみに加入	月額55,000円－各月の企業型DCの事業主掛金額 ≪月額20,000円が上限≫	月額55,000円 －(各月の企業型DCの事業主掛金額 ＋DB等の他制度掛金相当額) ≪月額20,000円が上限≫
企業型DCとDB等の他制度に加入	月額27,500円－各月の企業型DCの事業主掛金額 ≪月額12,000円が上限≫	
DB等の他制度のみに加入(公務員を含む)	月額12,000円	
企業年金がない	月額23,000円	月額23,000円(変更なし)

◆企業年金制度とは、企業型DC、確定給付企業年金(DB)、厚生年金基金、石炭鉱業年金基金、私立学校教職員共済制度、公務員の退職等年金給付(共済)を指します。このうち、企業型DC以外を「DB等の他制度」といいます。

ご参考2 iDeCoご加入後(現在ご加入中の方を含む)のご留意事項

iDeCoにご加入後もしくは現在ご加入中の場合で、企業型DCの事業主掛金額もしくはDB等の他制度掛金相当額が増額されて、『月額55,000円』と『各月の企業型DCの事業主掛金額とDB等の他制度掛金相当額の合計額』との差額がiDeCo掛金の最低掛金月額(5,000円)を下回った場合は、iDeCoの掛金を拠出できなくなります。

▶この場合、企業型DCの加入者となっている場合は、iDeCoの個人別管理資産を企業型DCに移換し、運用を継続します。(iDeCoの運用指図者として運用のみを継続することもできます。)

企業DCに加入されていない場合で、月額55,000円とDB等の他制度掛金相当額と差額がiDeCo掛金の最低掛金月額(5,000円)を下回ることとなった場合は、要件を満たせば、iDeCoの個人別管理資産を脱退一時金として受け取ることができます。※脱退一時金の受給要件等に関する詳細はコールセンターまでお問い合わせください。

加入者専用コールセンター(通話料無料) 0120-401-841

【受付時間 平日9:00~20:00/土日9:00~17:00】

<運営管理機関>

三井住友海上火災保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

24-A2G15-R163

*この資料は、発行日現在の法令等に基づき作成しております。今後の制度や関連法令等の改正により、記載内容が変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。
*この資料は、ご利用時点での内容の正確性・確実性を保証するものではありません。
*この資料は、法律、会計、税務等に関して助言を成すものではありません。これらの事項については、弁護士、公認会計士、税理士等各専門家にご確認ください。
*この資料に係る一切の権利は当社に属し、目的の如何を問わず、この資料の一部または全部を無断で使用・複製することは固くお断りいたします。